

# 茨城県報 第4598号

昭和35年10月19日

水曜日

（明治35年3月17日  
第三種郵便物認可）

## 目次

| 規 則                                           | ページ |                                    |
|-----------------------------------------------|-----|------------------------------------|
| ◎昭和35年分市町村に交付すべき地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額算定に関する規則 | 1   | ◎土地改良区定款変更の認可.....11               |
| ◎茨城県消防学校学則                                    | 3   | ◎土地改良法による区域変更.....11               |
| 告 示                                           |     | ◎建築基準法による道路の指定.....12<br>（日立市大久保町） |
| ◎食糧小売業者甲の登録                                   | 7   | ◎同（日立市金沢町）.....12                  |
| ◎とう精業者の登録                                     | 8   | 公 告                                |
| ◎昭和35年度茨城県家畜繁殖成績調査委託要項                        | 8   | ◎土地改良区役員の就退任（鹿行）.....12            |
| ◎生活保護法による看護料の支給基準の改定                          | 10  | ◎土地基本測量の終了.....13                  |
| ◎健康保険医療機関の指定月日の変更                             | 11  | ◎土地改良区役員の就退任（猿島）2件.....14          |
|                                               |     | ◎公衆浴場営業者に対する聴聞.....16              |

## 規 則

### 茨城県規則第45号

昭和35年度分の市町村に交付すべき地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則を次のように定める。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

### 昭和35年度分の市町村に交付すべき地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令（昭和35年自治省令第11号。以下「省令」という。）の規定に基づき、市町村に対して交付すべき昭和35年度分の地方交付税のうち普通交付税の基準財政収入額の算定方法等を定めることを目的とする。

（市町村民税の所得割源泉分にかかる基準税額算定のための乗率）

第2条 省令第27条第3項第2号ロ(2)に規定する規則で定める率は、次のとおりとする。

|             |         |
|-------------|---------|
| 水戸税務署管内市町村  | 0.15283 |
| 太田税務署管内市町村  | 0.14921 |
| 高萩税務署管内市町村  | 0.14532 |
| 麻生税務署管内市町村  | 0.20535 |
| 土浦税務署管内市町村  | 0.17329 |
| 竜ヶ崎税務署管内市町村 | 0.13702 |

下館 税務署管内市町村 0.18037

境 税務署管内市町村 0.16321

(市町村民税の法人税割にかかるとる基準税額の算定に用いる率)

**第3条** 省令第27条第4項第2号(イ)の算式に用いる知事が定める率は、次のとおりとする。

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 分割法人   | A  | 1.0617 |
|        | A1 | —      |
|        | A2 | 1.0000 |
|        | A3 | 1.0000 |
|        | A4 | 1.1305 |
| その他の法人 | B  | 0.9383 |
|        | B1 | —      |
|        | B2 | —      |
|        | B3 | —      |
|        | B4 | 0.7919 |

(固定資産税の土地及び家屋にかかる基準税額の算定に用いる平均価額)

**第4条** 省令第28条第2項第1号及び同条第3項の規定により規則で知事が決定する土地及び家屋にかかる固定資産税の基準税額算定の基礎となる総価格算定のための土地の種類ごとの平均価額及び家屋の平均価額は、昭和35年度分の固定資産評価のために当該市町村ごとに知事が決定した平均価額とする。

(固定資産税の償却資産にかかる基準税額の算定方法)

**第5条** 固定資産税の償却資産にかかる基準税額は、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

- (1) 省令第28条第4項第1号(イ)及び(ロ)の規定によつて算定した当該市町村の額に0.496078を乗じた得た額
- (2) 当該市町村の償却資産課税台帳に登録された償却資産の課税標準額の合算額(地方税法第351条の規定によつて固定資産税を課されないものにかかる額、同法第389条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額及び省令第28条第4項第1号の(四)の大規模資産にかかる額を除く。)に0.003117を乗じて得た額
- (3) 省令第28条第4項第1号(三)及び(四)の規定によつて算定した額

(木材引取税の基準税額算定に用いる樹種別素材生産推定量の算定方法)

**第6条** 省令第33条の規定による木材引取税の基準税額算定に用いる樹種別素材生産推定量は次の

- (a)の算式によつて算定した数に(b)の樹種別乗率を乗じて得た数とする。

$$(a) \left( \frac{A}{2} \times \frac{B^1}{B} \right) + \left( \frac{A}{2} \times \frac{C^1}{C} \right)$$

算式の符号

A 省令第33条の規定に基づいて自治大臣が算定した茨城県の樹種別素材生産推定量の合計

B 知事が調査した用材林の蓄積量の県の総数

B<sup>1</sup> Bの当該市町村の数

C 知事が調査した昭和34年度中における用材林の伐採量の県の総数

C<sup>1</sup> Cの当該市町村の数

|                   |       |
|-------------------|-------|
| (b) まつ(坑木、パルプ用材)  | 0.148 |
| まつ(その他)           | 0.216 |
| すぎ                | 0.440 |
| ひのき               | 0.096 |
| なら                | 0.004 |
| ぶな                | 0.004 |
| その他の広葉樹(坑木、パルプ用材) | 0.036 |

(第三種郵便物認可)

その他の広葉樹（その他）

0.056

## 付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年度分の普通交付税に適用する。

## 茨城県規則第46号

茨城県消防学校学則を次のように定める。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 茨 城 県 消 防 学 校 学 則

（趣旨）

**第1条** この規則は、茨城県消防学校（以下「学校」という。）の運営に関する基本的な事項を定め、もつて教養訓練の効果の向上を図ることを目的とする。

（教養訓練の主旨）

**第2条** 教養訓練は、消防職員及び消防団員に消防の責務を正しく認識させるとともに、その資質を向上し知識及び技能を修習させることにより、職務を遂行するにたる消防職員及び消防団員を養成することを目的とする。

（入校資格）

**第3条** 学校における教養訓練を受けようとする者は、現に消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する消防職員又は消防団員である者でなければならない。

（教養の種別）

**第4条** 学校において行なう教養訓練は、初任教養、普通教養、幹部教養及び専科教養とする。

2 前項に定める教養の内容は、次のとおりとする。

- 1 初任教養 新たに任命された消防職員及び消防団員又は未教養の消防職員及び消防団員に対して行なう基礎的教養
  - 2 普通教養 初任教養を修了した者又はこれと同等以上の資格ある現任の消防職員及び消防団員に対して行なう教養
  - 3 幹部教養 現に各級幹部である者又はこれに昇進予定の者に対して行なう教養
  - 4 専科教養 現任の消防職員及び消防団員に対して行なう専門の学術技能に関する教養
- 3 第1項に定める教養の教科目及び内容は、別表第1から第4までのとおりとする。

（訓練の実施）

**第5条** 学校において行なう教養訓練の実施時期及び実施方法は、あらかじめ知事の承認を得て消防学校長（以下「学校長」という。）が定める。

2 学校長は、教養訓練を実施するときは教養訓練の種別、実施期間その他必要な事項を関係機関に通知しなければならない。

（入校の手続）

**第6条** 学校に入校しようとする者は、入校願書（様式第1号）に市町村長の推薦書を添えて学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、入校願書を受理したときは、書類によつて選考のうえ入校を許可すべき者を決定し、本人に通知するものとする。

（入校）

**第7条** 前条第2項の通知を受けた者は、所定の期日に入校しなければならない。

2 入校した者は、教養訓練の期間中は学校の寄宿舎に入舎しなければならない。ただし、特別の事由により学校長の承認を受けた者は、この限りでない。

（休日）

**第8条** 次の各号に掲げる日は休日とし、教養訓練を行なわない日とする。ただし、学校長は、知

（第三種郵便物認可）

事の承認を受けて休日を振り替え、または臨時に休日とすることができる。

- (1) 日 曜 日
- (2) 国民の祝日
- (3) 学校創立記念日
- (4) 12月29日から1月3日までの年末年始休暇

（退校）

**第9条** 学校長は、入校した者が次の各号の1に該当するときは、その者を退校させることができる。

- (1) 性行不良であつて成業の見込みのないとき
- (2) 病気その他の理由により訓練に堪えることができないとき
- (3) その他特別の事情により退校させることが適当と認めるとき

2 入校した者が、病気その他の理由により退校しようとするときは、退校願（様式第2号）を学校長に提出し、承認を受けなければならない。

（修了）

**第10条** 学校長は、入校した者が教養訓練の課程を終了したときは、その者に対し修了証書（様式第3号）を授与する。

（ほう賞）

**第11条** 学校長は、教養課程を終了した者が、教養訓練に精励し、教科成績が優秀であつたときは、その者をほう賞することができる。

（雑則）

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は学校長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1の1

##### 消防職員の初任教養における教科目

| 教 科 目           | 内 容                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|
| 訓 育             | 職責の自覚、人格の向上、民主主義、社会常識、情操                                         |
| 法 学 一 般         | 法学通論、自治法規、刑事法規                                                   |
| 実 務 法 規         | 消防組織法、消防法、水防法、火災予防条例、交通法規、危険物取締条例                                |
| 物 象             | 物理、化学                                                            |
| 水 力 学           | 落差と圧力、水の速度、放水射程、摩擦損失、ポンプ圧力及び筒先圧力                                 |
| 気 象 学           | 気圧、気温、雷、湿度、風、地震                                                  |
| 火災防禦及び水災防禦      | 事前準備、火災覚知、出動、現場到着、注水部署、残火鎮滅、現場引揚、再出場準備、避難救助、飛火警戒、堤防欠壊原因、水防作業及び工法 |
| 勤 務 要 綱         | 勤務の一般概念と服務規律、公衆接遇、消防処務及び諸規程、望楼勤務受付勤務、巡ら勤務通信勤務                    |
| 地 理 及 び 水 利 施 設 | 人工水利、自然水利、地理調査                                                   |
| 火 災 予 防         | 予防概念、査察技術、火災原因、火災統計                                              |
| 火 災 調 査         | 調査員の態度、調査の対象、調査の方法、原因調査                                          |
| 建 築 学           | 建築法規、建築物の構造、都市計画と消防、火災と建築                                        |

|                        |                                                                |
|------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 電 気 学                  | 電気法規, 電気理論, 電気事故                                               |
| 消 防 機 械                | 自動車の構造と各部の作用, 各種ポンプ及びポンプの原理, 消防機器の取扱                           |
| 消 防 操 法 及 び<br>実 戦 訓 練 | 自動車ポンプ操法, 手びきガソリンポンプ操法, 小型動力ポンプ操法, 自動三輪車ポンプ操法, 結索法及び器具修理, 実戦訓練 |
| 救 助 訓 練                | 救助機械器具取扱方法, 救助訓練                                               |
| 訓 練 礼 式                | 各個訓練, 部隊訓練, 礼式点検                                               |
| 救 急                    | 人体の構造及びその作用, 応急処置救急器具の取扱法                                      |
| 体 育                    |                                                                |
| 見 学                    |                                                                |

別表第1の2

## 消防団員の初任教養における教科目

| 教 科 目                  | 内 容                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------------------|
| 訓 育                    | 職責の自覚, 民主主義, 人格の向上                                       |
| 関 係 法 規                | 消防組織法, 消防法, 水防法, 火災予防条例, 危険物取締条例                         |
| 物 象                    | 物理, 水力, 化学(危険物を含む)気象                                     |
| 火 災 防 禦                | 事前準備, 火災認知, 出動現場到着, 注水部署, 残火鎮滅, 現場引揚, 再出場準備, 避難救助, 飛火警戒  |
| 火・災 予 防<br>(原因調査を含む)   | 予防概念, 調査員の態度, 査察技術, 調査の対象, 火災原因, 調査の方法, 火災統計, 原因調査, 公衆接遇 |
| 消 防 操 法 及 び<br>実 戦 訓 練 | 各種ポンプ操法, 結索法及び器具修理, 実戦訓練                                 |
| 訓 練 礼 式                | 各個訓練, 部隊訓練, 礼式, 点検                                       |
| 消 防 機 械                | 自動車の構造と各部の作用, 各種ポンプ及びポンプの原理, 消防機械器具の取扱                   |
| 見 学                    |                                                          |

別表第2

## 普 通 教 養 科 目

| 教 科 目   | 内 容                  |
|---------|----------------------|
| 訓 育     | 民主主義の原理, 時事問題, 職責の自覚 |
| 法 学     | 憲法及び行政法, 消防関係法規一般    |
| 消 防 戦 術 | 火災防禦                 |
| 火 災 予 防 | 火災予防関係法規, 火災予防と都市計画  |

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 消 防 施 設 | 常備消防力の基準，消防水利基準，消防用機械器具，消防団の設備及び運営基準 |
| 消 防 行 政 | 消防管理，消防財政                            |
| 訓 練 礼 式 | 各個訓練，部隊訓練，礼式，点検                      |
| 消 防 操 法 | 各種操法                                 |
| そ の 他   |                                      |

別表第3

## 幹 部 教 養 科 目

| 教 科 目               | 内 容                                     |
|---------------------|-----------------------------------------|
| 訓 育                 | 職責の自覚，民主主義，時事問題，社会常識                    |
| 法 学                 | 憲法及び行政法，地方自治及び地方公務員法，刑法及び刑事訴訟法，消防関係法規一般 |
| 火 災 防 禦             | 市町村とその消防力，消防計画，現場指揮，部隊運用，状況判断           |
| 火 災 予 防             | 予防関係法規とその運用，火災防禦と都市計画，予防広報              |
| 消 防 施 設             | 常設消防力の基準，消防水利の基準，消防用機械器具，消防団の設備及び運営基準   |
| 監 督 要 領             | 人事管理，職場能率，職場教育                          |
| 消 防 行 政             | 消防管理，消防財政                               |
| 訓 練 礼 式             | 部隊指揮，点検                                 |
| 消 防 操 法 及 び 実 戦 訓 練 | 各種ポンプ操法，実戦訓練における指揮                      |

別表第4

## 専 科 教 養 の 種 別 及 び 教 科 目

| 教 科 目   | 内 容                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火 災 予 防 | 予防概念，査察計画，事務執行，事務処理，建築，電気，防火避難施設，消火施設，消火器，防火剤，調査概念，原因調査，調査関係法規，燃烧原因，火災原因，都市計画，危険物，火災統計，保険，査察 |
| 機 関     | 法令及び諸規程，自動車の構成及び機関の全般，ポンプ構成及び作用，水力学，自動車操縦法，放水演習                                              |
| 救 急     | 人体の構造及びその作用，応急処置，救急器具の取扱法                                                                    |
| 放 水 長   | 放水長の任務，隊員指導心得及び方法，消防用機械器具の保存手入法，訓練，礼式，火災防禦法                                                  |
| 通 信     | 国内電話法規，有線，無線機器取扱方法                                                                           |
| そ の 他   |                                                                                              |

## 様式第1号

## 入 校 願 書

|           |                                 |      |   |   |   |
|-----------|---------------------------------|------|---|---|---|
|           |                                 | 昭和   | 年 | 月 | 日 |
| 茨城県消防学校長殿 |                                 |      |   |   |   |
|           |                                 | 住 所  |   |   |   |
|           |                                 | 所属団署 |   |   |   |
|           |                                 | 氏 名  |   |   |   |
|           |                                 | 印    |   |   |   |
| 貴学校       | 科教養の生徒として入校したいので関係書類を添えてお願いします。 |      |   |   |   |

## 様式第2号

## 退 学 願 書

|                               |  |      |   |   |   |
|-------------------------------|--|------|---|---|---|
|                               |  | 昭和   | 年 | 月 | 日 |
| 茨城県消防学校長殿                     |  |      |   |   |   |
|                               |  | 科教科名 |   |   |   |
|                               |  | 氏 名  |   |   |   |
|                               |  | 印    |   |   |   |
| 下記理由により退学したいので関係書類をそえてお願いします。 |  |      |   |   |   |
| 記                             |  |      |   |   |   |
| 1. 理 由                        |  |      |   |   |   |

## 様式第3号

|                       |  |                |   |   |   |
|-----------------------|--|----------------|---|---|---|
|                       |  | 修              | 了 | 証 | 書 |
|                       |  | 氏 名            |   |   |   |
| 本校〇〇科教の課程を修了したことを証する。 |  |                |   |   |   |
|                       |  | 昭和             | 年 | 月 | 日 |
|                       |  | 茨城県消防学校長 氏 名 印 |   |   |   |

注 〇〇欄には科教訓練の種別を記入すること。

## 告 示

## 茨城県告示第812号

食糧管理法旅行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2の規定にもとづいて次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 登録番号  | 登 録 日<br>年 月 日  | 営 業 所 の 所 在 地 | 名 称 及 び 氏 名           |
|-------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 1,226 | 昭和35年<br>10月18日 | 水戸市朝日町2,921   | 兵(かねひょう)<br>後 藤 う め の |

## 茨城県告示第813号

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第34条の規定にもとづいて次の者とう精業者として登録した。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 登録番号  | 登 録 日<br>年 月 日  | 営 業 所 の 所 在 地 | 名 称 及 び 氏 名           |
|-------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 1,397 | 昭和35年<br>10月18日 | 水戸市朝日町2,921   | 兵(かねひよう)<br>後 藤 う め の |

## 茨城県告示第814号

昭和35年度茨城県家畜繁殖成績調査委託要項を下記のとおり定める。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

## 昭和35年度茨城県家畜繁殖成績調査委託要項

- 第1** 知事は、家畜人工授精の健全な普及を図るため、この要項の定めるところにより本年度に限り家畜の人工授精による授精の回数、繁殖障害、流産等繁殖に関連ある事項についての調査を知事の適当と認める団体(以下「受託者」という)に委託する。
- 第2** この要項でいう「人工授精」とは、県の所有にかかる種雄牛から採取した人工授精用精液を使用して行なう場合とする。
- 第3** 受託者は、第1の規定により調査の委託を受けようとする場合には申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて正副2部を知事に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書(第2号様式)・
  - (2) 収支予算書(第3号様式)
  - (3) 請 書(第4号様式)
- 2 知事は前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 3 前項の場合において知事は必要があると認める場合には、事業計画その他必要な事項を修正しまたは条件を付することができる。
- 第4** 知事は第3に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、委託することに決定したときは、委託金額、委託内容を受託者に通知するものとする。
- 第5** 受託者は、事業計画書に記載した調査事項に変更を加えようとする場合には、理由を付して知事の承認を受けなければならない。
- 第6** 知事は受託者の申請により委託費の全額を前金払することができる。
- 第7** 受託者は、事業を完了したときはただちに事業成績(第5号様式)収支精算書(第3号様式)その他知事が必要と認める書類それぞれ正副2部を知事に提出しなければならない。
- 第8** 受託者は知事から交付を受けた委託費を他の経費に使用してはならない。
- 第9** 知事は受託者が次の各号の1に該当する場合には委託費の全部又は一部を交付せず、又はすでに交付した委託費の全部又は一部の還付を命ずることがある。
- (1) この要項又は委託に関する通達に違反したとき。
  - (2) 委託事業の施行方法が不適當であるとき。

## (第1号様式)

年 月 日

茨城県知事

殿

実施団体名

## 家畜繁殖成績調査委託申請書

家畜繁殖成績調査委託要項第三による委託の件については家畜繁殖成績調査に関する事業の委託を受けたいから別紙事業計画書及び収支予算書を添えて申請する。

## (第2号様式)

## 事業計画書

## 1 調査の概要

## 2 調査の計画

| 調査期間 | 種雄牛名 | 調査頭数 |     | 調査延人員 | 備考 |
|------|------|------|-----|-------|----|
|      |      | 実頭数  | 延頭数 |       |    |
|      |      |      |     |       |    |
|      |      |      |     |       |    |
|      |      |      |     |       |    |

## 3 委託費使用計画(科目別数量金額等)

| 科 目   | 金 額 | 内 訳 |
|-------|-----|-----|
| 調査員手当 |     |     |
| 消耗品費  |     |     |
| 印刷製本費 |     |     |
| 通信運搬費 |     |     |
| 計     |     |     |

## (第3号様式)

## 収支予算書(又は収支精算書)

## 収入の部

| 区 分   | 本年度予算額<br>(又は本年度<br>精算額) | 前年度予算額<br>(又は本年度<br>予算額) | 差 引 増 減 |   | 備 考 |
|-------|--------------------------|--------------------------|---------|---|-----|
|       |                          |                          | 増       | 減 |     |
| 県費委託費 |                          |                          |         |   |     |
| そ の 他 |                          |                          |         |   |     |
| 計     |                          |                          |         |   |     |

(第三種郵便物認可)

## 支 出 の 部

| 区 分 | 本年度予算額<br>(又は本年度<br>精 算 額) | 前年度予算額<br>(又は本年度<br>予 算 額) | 差 引 増 減 |   | 備 考 |
|-----|----------------------------|----------------------------|---------|---|-----|
|     |                            |                            | 増       | 減 |     |
|     |                            |                            |         |   |     |
|     |                            |                            |         |   |     |
|     |                            |                            |         |   |     |

(第4号様式)

年 月 日

茨城県知事

殿

実施団体名

## 家 畜 繁 殖 成 績 調 査 事 業 請 書

別途申請により家畜繁殖成績調査に関する事業を委託せられる場合には家畜繁殖成績調査委託要項により昭和 年度において調査事業を実施することをお請けする。

(第5号様式)

## 事 業 成 績 書

- 1 調査の概要
- 2 調査成績

| 種雄牛名 | 授精頭数 |     | 受胎(見込)頭数 |    |    |          |   | 妊否<br>不明 | 不妊 | 不明 | 流死産頭数 |    | 摘 要 |
|------|------|-----|----------|----|----|----------|---|----------|----|----|-------|----|-----|
|      | 実頭数  | 延頭数 | 1回       | 2回 | 3回 | 4回<br>以上 | 計 |          |    |    | 流产    | 死産 |     |
|      |      |     |          |    |    |          |   |          |    |    |       |    |     |
|      |      |     |          |    |    |          |   |          |    |    |       |    |     |
|      |      |     |          |    |    |          |   |          |    |    |       |    |     |

- (注) 1 摘要欄には治療を受けさせた頭数を記入すること。  
 2 同一種雄牛による授精頭数について記入すること。  
 3 種雄牛の授精期間内に代えたものについてはこの調査から除き、その頭数を欄外に記入すること。

## 茨城県告示第815号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条第5号の規定により看護を行なう場合の看護料の支給基準を次のとおり改定し、昭和35年10月1日から適用する。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 看護料支給基準表

| 種 別 | 病 名                                                | 1 日 当 り の 看 護 料 |       |         |       |
|-----|----------------------------------------------------|-----------------|-------|---------|-------|
|     |                                                    | 看 護 婦           |       | 準 看 護 婦 |       |
|     |                                                    | 1 級 地           | 2 級 地 | 1 級 地   | 2 級 地 |
| 第1類 | 普 通 病                                              | 580円            | 610円  | 460円    | 490円  |
| 第2類 | 第3類以外の法定伝染病及び急性灰白髄炎、開校性結核及び結核病棟に収容された非開放性結核、並びに精神病 | 700             | 730   | 560     | 580   |
| 第3類 | コレラ、痘 瘡、発疹チフス、ペスト                                  | 870             | 920   | 700     | 740   |

(第三種郵便物認可)

## 備 考

- 1 看護料には食費及び寝具料等を含むものとする。
- 2 この料金は最高料金を示したもので看護料がこの範囲であるときは現に要した費用の額とすること。
- 3 徹夜勤務をした場合は、看護料日当の2割5分増とする。  
なお徹夜勤務の場合の加算は、医師が療養上徹夜看護を必要としてその旨指示した場合に限るものであること。
- 4 級地は看護が行なわれた指定医療機関の所在地によるものとし、本県の級地は次により取扱うものとする。  
イ 2 級 地 水 戸 市  
ロ 1 級 地 2 級地以外の地域

## 茨城県告示第816号

昭和35年9月16日健康保険法第43条の3第1類の規定により指定した次の医療機関については指定月日を訂正する。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

| 記号番号  | 訂正前の<br>指定年月日 | 訂正後の<br>指定年月日 | 医 療 機 関 名 | 所 在 地       |
|-------|---------------|---------------|-----------|-------------|
| 北医 34 | 35. 9. 16     | 35. 7. 1      | 寺田耳鼻咽喉科医院 | 北相馬郡取手町申732 |

## 茨城県告示第817号

昭和35年5月10日付江連用町土地改良区から申請のあつた定款変更を10月17日認可した。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 茨城県告示第818号

土地改良法による区画整理に伴い地方自治法施行令第179条第1項の規定により明野町内の字の区域を下記のとおり変更し昭和35年10月25日から施行する。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

- 大字宮後字原山 376番の全部  
 同 上 字北浦 450番から459番まで  
 同 上 字大前 534番の内528番の内527番の内524番の内520番の内519番の内516番の内514番の内  
 513番の内512番の内509番の内及518番525番526番529番から533番まで826番から  
 840番まで  
 同 上 字六道 538番の内539番の内540番の内  
 これに伴う道路等国有地の全部を大字宮後字東原に変更する。  
 大字宮後字東原 493番の内494番の内  
 同 上 字大前 534番の内528番の内527番の内  
 同 上 字六道 535番から537番まで538番の内539番の内540番の内541番の内542番の内及び543番  
 から552番までと554番

これに伴う道路等国有地の全部を大字宮後字北浦に変更する。

大字宮後字六道 540番の内541番の内542番の内585番

同 上 字大日 580番の1から582番まで

これに伴う道路等国有地の全部を大字宮後字大前に変更する。

#### 茨城県告示第819号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定する。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和35年10月20日

指 定 の 位 置 日立市大久保町字戸沢<sup>1,732</sup><sub>1,733</sub>合併の1

道路の幅員及び長さ 幅員 4メートル  
延長 38.61メートル

#### 茨城県告示第820号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定した。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和35年10月20日

指 定 の 位 置 日立市金沢町字一丁御免45番のホ

道路の幅員及び長さ 幅員 4メートル  
延長 35.4メートル

## 公 告

#### ◎土地改良区役員の就退任

行方郡汐来町大字汐来に事務所をおく汐来拾四番干拓土地改良区理事長から下記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから、土地改良法第18条第11項の規定によつて公告する。

昭和35年10月19日

鹿行土地改良事務所長 篠 原 衛

記

#### 1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 行方郡汐来町大字汐来 3,988の4 | 理 事 | 草 野 勝 好 |     |
| // // // 268の1     | //  | 山 田 卯之助 |     |
| // // // 3,233の1   | //  | 馬 場 勝太郎 |     |
| // // // 4,016     | //  | 小 島 厚衛門 |     |
| // // // 4,061     | //  | 草 野 清   |     |
| // // 大字辻 335      | //  | 兼 平 保   |     |

|             |     |    |      |
|-------------|-----|----|------|
| 千葉県佐原市附洲新田  | 58  | // | 小川庄平 |
| // // //    | 75  | // | 山本弘  |
| // // 大字加藤洲 | 800 | // | 篠塚寅明 |
| 行方郡汐来町大字汐来乙 | 36  | 監事 | 立原繁司 |
| 千葉県佐原市附洲新田  | 449 | // | 山口兵武 |

退任理由 任期満了による退任(昭和35年4月14日) 退任年月日

## 2 就任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名   | 摘 要 |
|--------------------|-----|-------|-----|
| 行方郡汐来町大字汐来 3,955の4 | 理 事 | 草野勝好  |     |
| // // // 4,016     | //  | 小島厚衛門 |     |
| // // 大字辻 335      | //  | 兼平保   |     |
| // // 大字汐来 4,190   | //  | 立原貞夫  |     |
| // // // 3,068     | //  | 今泉益藏  |     |
| // // // 731の2     | //  | 柏崎栄助  |     |
| 千葉県佐原市附洲新田 78      | //  | 小倉昇   |     |
| // // // 48        | //  | 石井一郎  |     |
| // // // 73        | //  | 鈴木大吉  |     |
| 行方郡汐来町大字汐来 236     | 監 事 | 立原繁司  |     |
| 千葉県佐原市加藤洲新田1,770の1 | //  | 小倉東司  |     |

就任理由 選挙の結果当選, 任期2か年, 昭和37年4月15日まで

## ◎基本測量終了の公告

下記土地について, 昭和35年9月21日基本測量が終了した旨建設省国土地理院長から通知があつた。

上記測量法第14条第3項に基づき公告する。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

行方郡潮来町, 玉造町, 牛堀町, 北浦村  
鹿島郡鹿島町, 鉾田町, 大洋村, 大野村, 神栖村

## ◎基本測量終了の公告

下記について, 昭和35年9月24日基本測量が終了した旨建設省国土地理院長から通知があつた。

上記測量法第14条第3項に基づき公告する。

昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 記

水戸市, 土浦市, 石岡市  
鹿島郡鉾田町, 鹿島町, 大洋村, 大野村, 神栖村

行方郡麻生町, 潮来町, 玉造町, 北浦村  
 新治郡玉里村, 出島村  
 東茨城郡小川町

### ◎土地改良区役員の就退任

猿島郡境町長井戸沼土地改良区から下記のとおり役員が就退任した旨届出があつたから土地改良法第18条第11項の規定によつて公告する。

昭和35年10月19日

猿島土地改良事務所長 上 野 秀 雄

#### 記

#### 1 退 任

| 住 所       | 職 名  | 氏 名     | 摘 要               |
|-----------|------|---------|-------------------|
| 猿島郡 境 町   | 理事長  | 沼 田 安兵衛 | 35.10.4<br>任期満了退任 |
| // //     | 理 事  | 金久保 藤 吉 | //                |
| // // 猿山  | //   | 関 清一郎   | //                |
| // // 長井戸 | //   | 相 良 武 場 | //                |
| // // //  | //   | 菅 谷 慶一郎 | //                |
| // 三和村山田  | //   | 中 村 金 治 | //                |
| // // 谷貝  | //   | 鈴 木 文 吾 | //                |
| // // 新和田 | //   | 児矢野 重一郎 | //                |
| // // 仁連  | //   | 小 林 新次郎 | //                |
| // 総和村柳橋  | //   | 江 原 金 作 | //                |
| // // 葛生  | //   | 阿久津 麟 三 | //                |
| // // 下大野 | 副理事長 | 粕 田 好 治 | //                |
| // // //  | 理 事  | 関 根 信四郎 | //                |
| // // 久能  | //   | 鈴 木 惣一郎 | //                |
| // 境 町 塚崎 | //   | 柿 沼 倉之助 | //                |
| // // //  | //   | 篠 塚 茂兵衛 | //                |
| // // //  | //   | 斉 藤 喜 藏 | //                |
| // // 稲尾  | //   | 栗 田 棟三郎 | //                |
| // // //  | //   | // 歌 治  | //                |
| // // 志島  | //   | 金久保 勘 治 | //                |

#### 2 就 任

| 住 所      | 職 名 | 氏 名     | 摘 要                          |
|----------|-----|---------|------------------------------|
| 猿島郡 境 町  | 理 事 | 酒 井 英 一 | 35.10.5 就任任期<br>4年39.10.4 まで |
| // // 猿山 | //  | 初 見 軍 二 | //                           |

|    |    |        |         |      |         |    |
|----|----|--------|---------|------|---------|----|
| // | // | 長井戸    | 962     | //   | 菅 谷 慶一郎 | // |
| // |    | 三和村山田  | 251     | //   | 中 村 隆之助 | // |
| // | // | 谷貝     | 658     | //   | 鈴 木 文 吾 | // |
| // | // | 新和田    | 22      | //   | 斉 藤 幸一郎 | // |
| // | // | 大和田    | 483     | //   | 児矢野 莊 衛 | // |
| // |    | 総和村下大野 | 1,066   | 理事長  | 柏 田 好 治 | // |
| // | // | 久野     | 713     | 理 事  | 鈴 木 惣一郎 | // |
| // | // | 葛生     | 1,651   | //   | 鶴 見 清   | // |
| // | // | 柳橋     | 1,266   | //   | 江 原 芳 弘 | // |
| // | // | 葛生     | 1,164~1 | //   | 阿久津 麟 三 | // |
| // |    | 境 町 塚崎 | 720     | //   | 斉 藤 尚 吉 | // |
| // | // | //     | 969     | //   | 篠 塚 茂兵衛 | // |
| // | // | //     | 2,952   | //   | 五月女 勝 一 | // |
| // | // | //     | 621     | //   | 篠 塚 滝三郎 | // |
| // | // | //     | 2,532   | //   | 落 合 重 雄 | // |
| // | // | 稲尾     | 518~1   | //   | 桜 井 増 雄 | // |
| // | // | //     | 705~1   | //   | 栗 田 歌 治 | // |
| // | // | 志島     | 767     | 副理事長 | 金久保 勘 治 | // |

### ◎土地改良区役員の就退任

猿島郡岩井町鵜戸沼土地改良区から下記のとおり役員が就退任した旨届出があつたから土地改良法第18条第11項の規定によつて公告する。

昭和35年10月19日

猿島土地改良事務所長 上 野 秀 雄

#### 記

#### 1 退 任

| 住 所       | 職 名  | 氏 名     | 摘 要                 |
|-----------|------|---------|---------------------|
| 猿島郡岩井町長谷  | 代表監事 | 小 島 弥五郎 | 35. 9. 21<br>任期満了退任 |
| // 長須     | 監 事  | 斉 木 清 一 | //                  |
| // 借宿     | //   | 小谷野 武 介 | //                  |
| // 岩井     | //   | 中 村 昇 治 | //                  |
| // 猿島町生子  | //   | 染 谷 光一郎 | //                  |
| // 境 町 若林 | //   | 本 田 慶 作 | //                  |

#### 2 就 任

| 住 所      | 職 名  | 氏 名     | 摘 要                            |
|----------|------|---------|--------------------------------|
| 猿島郡岩井町長谷 | 代表監事 | 小 島 弥五郎 | 35. 9. 22就任任期<br>3年38. 9. 21まで |

|    |        |       |     |         |    |
|----|--------|-------|-----|---------|----|
| // | 境 町 若林 | 1,909 | 監 事 | 本 田 慶 作 | // |
| // | 岩井町長須  | 3,732 | //  | 斉 木 清 一 | // |
| // | // 借宿  | 532   | //  | 小谷野 武 介 | // |
| // | // 岩井  | 4,472 | //  | 高 橋 正 雄 | // |
| // | 猿島町生子  | 286   | //  | 塚 原 新 吾 | // |

### ◎公衆浴場営業に対する聴聞

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第7条第2項により次のとおり公開の聴聞を行ないます。  
昭和35年10月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

聴 聞 期 日 昭和35年11月4日

聴 聞 場 所 土 浦 保 健 所

県政の総覧 …… 県民の六法

## ◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生  
労働・公安・教育・文化・民政等あらゆる行政にわたる、県民の権  
利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・  
公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため  
必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県では実費でこ  
の県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料  
は、送料とも一カ月百円であります。

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1カ月)  
休日の場合は繰り下ぐ(金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所